

岐阜市とアストラゼネカ株式会社との
岐阜市民の健康づくりの推進等に関する連携協定

岐阜市（以下「甲」という。）とアストラゼネカ株式会社（以下「乙」という。）は、岐阜市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進に関する取組に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の趣旨）

第1条 甲及び乙は、甲が目的とする、市民の健康的な生活の実現及び健康寿命の延伸（以下「本目的」という。）に関して、甲及び乙が相互に連携及び協力することに合意したので、本協定を締結する。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の本目的を達成するため、次の各号に定める分野について連携し協力する。

- （1）非感染性疾患：NCDs（生活習慣病）の発症及び重症化予防の普及・推進に関すること。
 - （2）市民の健康づくりの推進、生活の質の向上及び健康寿命の延伸に関すること。
 - （3）その他、本協定の推進のために両者が協議し、必要と認めること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に規定する連携及び協力を推進するにあたり、その実施時期、具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、必要に応じて別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の非公開事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（公表）

第4条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定に基づく連携・協力に係る取組について、記者会見、プレスリリース、その他の手段で公表を行う場合には、事前に相手方にその内容、方法及び条件等を通知し、相手方の事前の承諾を得る。

2 甲及び乙は、自らが管理する公表物（Web サイトを含む。）において相手方の名称及びロゴを使用しようとするときは、事前に相手方にその表示内容を開示し、相手方の事前の承諾を得る。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直しおよび解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、別途協議の上、本協定の変更又は解除を行う。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表記し保障する。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求。
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害。
- （3）その他前号に類似するいかなる行為。

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月18日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜市
岐阜市長

紫橋正直

乙 大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB
アストラゼネカ株式会社
代表取締役社長

堀井貴史